

旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録制度（以下「登録制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 市内就業者の健やかな就労継続と、地域企業の雇用環境向上による人材確保を支援するため、職場環境づくりや女性活躍の推進に取り組む事業者を登録し、「みんなのキャリアの保健室」の従業員への周知や各種啓発事業への参加を促進するとともに、地域企業に向けた就労者ニーズの積極的な情報提供に取り組む。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職場環境づくり

快適に過ごせる空間や、職場のコミュニケーションの円滑さ、効率的な働き方や場所や時間を選ばない働き方の導入、正当な評価制度の実施など、個々の従業員が能力を発揮でき、健康的に働ける環境の整備をいう。

（2）女性活躍の推進

女性への採用・昇進等の機会の積極的な提供と活用、性別による固定的役割分担意識が反映された職場慣行への配慮、仕事と生活の継続的な両立を可能にする環境整備など、働きたい女性が個性と能力を十分発揮して職業生活で活躍することを推進することをいう。

（登録要件）

第4条 登録を申請できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）市内に事業所を有すること
- （2）職場環境づくりや女性活躍の推進に取り組んでいること
- （3）関係法令等を遵守していること
- （4）その業態が、公序良俗に反していないこと
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

(登録の申請)

第5条 登録事業者として登録を受けようとする者は、旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(事業者の登録)

第6条 市長は、申請を受け付けたときは、その内容が第4条に規定する登録の要件に適合するか否かを確認及び審査する。

2 市長は、申請の内容が登録の要件に適合していると認めたときは旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録承認通知書（様式第2号）を当該事業者に交付し、認めないときは旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録申請却下通知書（様式第3号）により当該事業者へに通知する。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録してから1年以上、女性活躍推進課の実施する事業に参加していないとき

(2) 登録事業者が、第4条に掲げる要件に該当しなくなったと認められるとき

2 登録の取消しを希望する事業者は、旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録取消し申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前各項の規定により登録の取消しを決定した場合は、旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録取消し通知書（様式第5号）により当該事業者へに通知する。

(登録の変更)

第8条 登録事業者は、申請書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録事項変更届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(登録の公表)

第9条 市長は、旭川市「みんなのキャリアの保健室」登録事業者を市のホームページで公表するものとする。

(登録事業者の責務)

第10条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

(1) 女性活躍推進課が実施する事業者向けの啓発事業への参加

(2) 「みんなのキャリアの保健室」及び市が案内するセミナー等の従業員への周知

(3) 職場環境づくりや女性活躍の推進への積極的な取組

(登録事業者への支援等)

第11条 市長は、登録事業者の職場環境の向上及び女性活躍の推進を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 登録された情報(事業者名、取組内容など)のホームページ等への掲載
- (2) 市が開催する講座、セミナー等の案内
- (3) 「みんなのキャリアの保健室」相談員(中小企業診断士)による助言及び相談
- (4) 「みんなのキャリアの保健室」相談員(中小企業診断士)による講習等の開催
- (5) その他、市長が必要と認めること

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。